

会議の名称	令和3年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年4月26日(月) 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第26号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第27号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第28号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第29号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第30号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (6) 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (9) 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (10) 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年第5回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第5回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、これより総会を始めさせていただきます。お手元にお配りしております議事日程に従いまして進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第5回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。東京都では緊急事態宣言が昨日から発令し、埼玉県でも感染者が200人超と増えており大変心配な状況です。2月から新体制となったわけですが今はこのような状況でなかなか人と人との付き合いができず、皆さんの顔もなかなか覚えられずにいるところです。さて、今日の議案を見ますと、利用権設定の内容が大変増えています。これは、野菜の話ですが昨年度に利用権を設定した人に対して、高収益作物次期策交付金が交付されたことが要因だと思います。交付された人は有効に使ってください。また、早くコロナの状況が落ち着いて、農地中間管理機構と連携し、委員の皆さんと一緒に農地の有効化を開始できればと思っています。それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつに代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員の塩原茂夫委員、永尾委員、推進委員の福島正紹委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中17名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定によ</p>

	り、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
議長	<p>議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声あり)</p> <p>それでは、本日は7番福田武久委員及び8番立石勝義委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案6件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第26号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第26号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第26号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書2ページをご覧ください。申請件数は、3件となります。その内訳は、贈与による所有権移転2件及び売買による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号3までを、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおり</p>

	<p>りです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、議案書3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、永尾委員は本日欠席ですので、宮部豊徳推進委員から報告をお願いいたします。</p>
宮部豊徳 推進委員	<p>整理番号1について、永尾農業委員が欠席のため、宮部より報告させていただきます。4月22日午後5時頃、受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請事由は贈与となります。申請地は、八幡山橋の西に位置しており、南には八高線が通っています。</p> <p>つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と義母の計2名にて行っており、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は、玉ねぎを作付けしたいということです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと判断いたします。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の田1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤です。整理番号2について、報告させていただきます。4月24日午後1時頃、鈴木幹雄推進委員と受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請事由は贈与となります。申請地は、児玉地域包括支</p>

	<p>援センターから西に400メートルの場所に位置しております。</p> <p>つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と子の計2名にて行っており、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、軽トラック2台を所有しております。申請地は、米麦を作付けしたいということです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、福島公博委員の報告をお願いいたします
福島公博委員	<p>4番福島です。整理番号3について、報告させていただきます。4月20日午後3時頃、高橋推進委員と、受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請事由は売買となります。申請地は、久々宇農村公園から西に100メートルの場所に位置しております。</p> <p>つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と妻の計2名にて行っており、本人の農業従事日数は200日です。農機具はトラクター1台、田植機1台、管理機2台、耕耘機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は、ブロッコリーを作付けしたいということです。なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	ただいまの、整理番号1から整理番号3までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号3までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第27号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第27号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第27号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書7ページから26ページまでをご覧ください。今回の申請件数は91件です。田77筆及び畑97筆の面積合計256,906㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。また、推進委員の吉田委員、荒井委員及び門倉委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員</p>

	<p>会等に関する法律第31条第1項の規定を準用しまして、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第27号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第27号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第27号議案については、原案のとおり決定いたしました。事務局に申し上げます。福島公博委員、吉田推進委員、荒井推進委員、門倉推進委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第28号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第28号議案を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>第28号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、議案書28ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田2筆及び畑2筆、面積合計で、4,425㎡でございます。設定する権利は賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり、3名となっております。農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。坂爪委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんの</p>

	<p>で、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第28号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第28号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第28号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。事務局に申し上げます。坂爪委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第29号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第29号議案を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。</p> <p>第29号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、議案書30ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が、田1筆、面積983㎡でございます。設定する権利は、麦作期間の使用貸借となっております。それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第29号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第29号議案については、原案のとおり計画</p>

	<p>することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第29号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第30号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第30号議案を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>第30号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書32ページをご覧ください。申請件数は2件で、転用目的は長屋住宅用地1件及び進入路用地1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1及び整理番号2を、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、33ページをご覧ください。4-1については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。</p>
田島敏包委員	<p>12番田島より報告します。4月23日午前8時、宮部推進委員と共に現地確認を行いました。議案書33ページ、4-1の地図を参照ください。申請地は児玉南区画整理地内、桃花木公園の東側道路を隔てた位置にあります。</p> <p>申請人は申請地を農地として除草作業をして管理を行ってまいりましたが、年々難しくなり他の有効な土地利用を検討の結果、アパートを建設すると聞</p>

	<p>いております。この地域の用途地域は第一種低層住居専用地域です。周辺は宅地に囲まれ、関連農地への支障はなきものと推察できます。</p> <p>以上のことから、転用許可は妥当と考えますが、委員各位のご高配をお願い致します。以上。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田2筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、道路拡幅工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書34ページをご覧ください。4-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、申請人が昭和40年代初頭からトラックを駐車するために使用しており、その後、自宅の南側の道路では大型の農業機械での出入りが困難なため、申請地を北側から自宅までを道路として使用している状況でした。今般、農地法違反の是正をしたく、申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石より報告します。4月22日午後2時頃、内田推進委員と共に現地確認を行いました。議案書34ページ、4-2の地図をご覧ください。申請地は本庄総合公園入口、本庄花園線の工事を行っている道路の場所です。〇〇〇〇〇〇〇手前約200メートル手前に位置しています。</p> <p>申請地は農地であるにもかかわらず、長きにわたり住宅への進入路として使用しておりました。他の場所の5条申請のために確認したところ、この進入路が農地法違反であることがわかりました。今回、改善のために始末書を提出し是正を図りたいということでございます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の、整理番号1及び整理番号2についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第31号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第31号議案を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。</p> <p>第31号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、36ページをご覧ください。申請件数は、7件で、その内訳は、所有権移転5件、賃借権1件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号7までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、変電所用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書37ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>整理番号1について、16番間正より報告いたします。4月22日、福田推進委員と現地確認をしました。議案書37ページ、5-1の地図をご覧ください。申請地は国道254号線沿い、赤城乳業千本さくら工場の南500メートル</p>

	<p>ルほど美里町に寄ったほうに位置しています。この場所は、令和2年第12回総会にて一時転用のありました場所です。申請事由は変電所用地です。</p> <p>今回、本庄市及び美里町で多くの電力需要が見込まれ、変電所の設置が必要になったとのこと。周辺は国道254号線による分断や宅地が建ち並び、農地への支障は無いことから転用にあたっては特に問題ないかと思われ。なお、申請用地東側の住宅4軒の住民には、東京電力からあいさつが済んでいるとのこと。</p> <p>皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、農作業所設置のための農業用施設用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年2月5日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書38ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	<p>18番坂爪より報告します。4月21日午後1時30分、新井推進委員と共に現地確認を行いました。議案書38ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地は児玉工業団地内の遊水地内サッカーグラウンドの東側に位置しております。受人と渡人の関係は親子で、申請事由は農業用施設用地です。農業施設は、ネギ、ブロッコリーの作業場です。</p> <p>周りは宅地が多く周辺農地への影響は無いことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われ。</p> <p>皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地

	<p>です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、39ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、立石委員の報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石より報告します。4月22日午後1時30分頃、内田推進委員と共に現地確認を行いました。渡人は高齢のため息子さんに話を伺いました。議案書39ページ、5-3の地図をご覧ください。申請地は本田集落内の中心部で周りは住宅に囲まれています。</p> <p>受人との関係は不動産業者の仲介です。息子も農業をやらないため、不動産業者に販売を依頼したとのこと。周辺に農地もほとんどないため、問題はないと考えられます。</p> <p>皆様の慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書40ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。4月21日午前9時、門倉推進委員と現地確認をしました。議案書40ページ、5-4の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西へ300メートルほどの場所に</p>

	<p>あたります。道路北側の延命寺に隣接した集落の中に位置しています。申請事由は自己用住宅用地です。</p> <p>申請地周辺は住宅が立ち並び、農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、堀田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和2年12月10日付けで、農振農用地区域から分家住宅用地として除外されています。地区担当は、金井委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書41ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、金井委員の報告をお願いいたします。
金井委員	<p>3番金井より報告します。4月19日午後1時30分、条原推進委員と現地確認をしました。議案書41ページ、5-5の地図をご覧ください。申請地は、県道本庄妻沼線の南、堀田集落センターより東へ250メートルほどの場所に位置しております。申請事由は分家住宅用地です。受人夫婦は、父親の土地を借り受け、分家住宅として利用することとなっております。</p> <p>集落に接続した農地であり、農用地から除外されているため、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上で報告を終わります。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしくお願ひします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、児童養護施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田</p>

	<p>端会長でございます。</p> <p>当該案件は、本年2月開催の令和3年第3回総会において、許可相当として議決し、埼玉県へ意見を送付したものです。その後、申請人から、土地利用の計画を変更したい旨の申出があり、一度、申請の取り下げが行われておりました。そして今回、計画変更し再度申請に至ったものでございます。申請地は、議案書42ページをご覧ください。5-6については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号6について、私から報告いたします。4月24日午後1時30分、倉野内推進委員と現地確認をしました。議案書42ページ、5-6の地図をご覧ください。申請地は、天龍寺の隣接地で、総会後に計画変更し半分だけ駐車場にしました。その残りを施設用地として、再度申請にあがったものです。転用に当たっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。4月21日午前9時30分、門倉推進委員と現地確認をしました。議案書43ページ、5-7の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西へ280メートルほどの道路南側のヘアースロンラビングの南に隣接した集落の中に位置しています。申請事由は建売分譲住宅用地です。</p>

	<p>申請地は周囲に住宅が立ち並び、他に農地がないことから、転用にあっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの整理番号1から整理番号7までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号7までについて、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第15号から報告第18号までを、順番に事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第15号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。報告第15号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書45ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第16号を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。報告第16号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書47ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第17号を説明いたしますので、議案書48ページをご覧ください。報告第17号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書49ページ及び50ページをご覧ください。専</p>

	<p>決処分件数は、16件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第18号を説明いたしますので、議案書51ページをご覧ください。報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、議案書52ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、6件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>以上をもちまして、令和3年第5回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会)</p>

令和3年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年4月26日(月)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	欠席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席	○		荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席	○		門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	欠席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	欠席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人